

平成 26 年度 第 4 回京都市上下水道事業経営審議委員会議事録

日 時 平成 27 年 2 月 2 日 (月) 午後 3 時 ~ 5 時

場 所 京都市上下水道局本庁舎別館 1 階研修室

出席者 (五十音順 , 敬称略)

1 委員

植田 智史	市民公募委員
神子 直之	立命館大学教授 (理工学部)
小林 由香	税理士
田村 直子	市民公募委員
中嶋 節子	京都大学准教授 (大学院人間・環境学研究科)
水谷 文俊	神戸大学教授 (大学院経営学研究科)
村上 祐子	株式会社京都放送取締役・ラジオ編成制作局長
安田 桂子	京都市地域女性連合会常任委員

2 京都市

管理者 , 次長 , 技術長 , 総務部長 , 総務部経営・防災担当部長 ,
お客さまサービス推進室長 , 技術監理室長 , 水道部長 , 下水道部長
事務局 (総務部経営企画課)

1 開 会

- (1) 出席者確認
- (2) 進行の確認 , 会議の公開について

2 報 告

- (1) 平成 27 年度当初予算編成の公開について
- (2) 琵琶湖疏水感謝金について
- (3) 琵琶湖疏水通船復活試行事業の概要について

3 議 題

- (1) 中期経営プランにおける平成 27 年度の重点的に取り組む事業について
- (2) 京都市における地下水利用の在り方等について

4 今後の予定

5 閉 会

内容

1 閉 会

(1) 出席者確認

(2) 進行の確認，会議の公開について

事 務 局： 議事及び資料の確認

水谷委員長： 本日の会議は公開とし，議事録については，後日公表することとする。
議事録ですが，2名の委員の署名が必要ということなので，名簿順で，村上委員と安田委員にお願いしたい。

2 報 告

(1) 平成27年度当初予算編成の公開について

事 務 局： 資料の説明（資料4）

水谷委員長： ただいま事務局から「平成27年度当初予算編成の公開について」報告がありました。何か御意見等はございますか。特になければ，次に進みます。後からでも意見があればまたお願いします。

(2) 琵琶湖疏水感謝金について

事 務 局： 資料の説明（資料5）

水谷委員長： ただいま事務局から報告がありましたが，何か御意見等はございますか。

京 都 市： 資料としては，中途半端な形のもので報告させていただいている。

滋賀県でもそうだが，本来予算市会に提案する時点で金額が公開されるような性格のものであることを御理解いただきたい。最終的には予算が議決した後，滋賀県知事と京都市長，上下水道局長で改めて契約を交わす予定である。

今回，新聞報道がなされたのは，水面下で滋賀県と連携をとって協議していた話が，1月14日に滋賀県の予算公開の段階でたまたま取材をされ，記事となった。こうして新聞に載り，金額がほぼ確定していることが分かっている状況であるため，予算の審議前ではあるが，本日御報告させていただいた。

経緯については，平成7年からこれまでの間，2億2千万円として進めてきたが，今回，滋賀県との協議の中で，社会情勢の変化として，1千万円増額とした。

水谷委員長： この資金の原資はなにか。

京 都 市： お客さまから頂戴している水道料金である。

水谷委員長： 大正3年以来、協力している重要なものなので、滋賀県と京都市の両方にとってプラスになっていけばよい。

(3) 琵琶湖疏水通船復活試行事業の概要について

事 務 局： 資料の説明(資料6)

水谷委員長： ただいま事務局から報告がありましたが、何か御意見等はございますか。

村 上 委 員： 事業主催が「琵琶湖疏水船下り実行委員会」となっており、新聞等では、管理する京都市が3月から1箇月あまり試験運行を行うと書かれているが、実際には実行委員会が運営をするのか。実行委員会がどういうメンバーになっているのかが大きなポイントだと思う。

京 都 市： 事業の主催は「琵琶湖疏水船下り実行委員会」が行うが、船の運航は実績のある琵琶湖汽船株式会社に委託して実施していく。委員会メンバーは、民間事業者から京阪電気鉄道、JR西日本に参加していただいているほか、京都市及び大津市の観光協会、両市の商工会議所からそれぞれ参加いただいている。行政としては、本市の観光政策監、山科区長、上下水道局長が委員となっており、合計9名の委員で構成されている。

植 田 委 員： 日経新聞夕刊の記事によると、運行コストは一人当たり一万円を超すと書かれているが、実際にこれから進めていくにあたって、コスト負担はどうなるのか。水道料金から補てんするなど何か目論見があるのか。

京 都 市： 今回は試行事業であり、コストについては乗船者の参加費だけでは賄うことができず、趣旨に賛同していただける各企業から協賛金をいただき、運営をしていきたいと考えている。将来的には、行政からお金を出すのではなく、民間の事業者が事業として実施していけるように促していきたい。今回、試行事業を行うことにより、御意見をいただき、運賃の設定も含めて検討し、本格実施につなげていきたい。

京 都 市： はじめは儲かるとも言われていたが、実際は儲からない。試行事業で使用する作業船は8人乗りで、運航に2人は必要であるため、一回に6人しか乗れない。16日間行うとしても、1千人程度しか乗ることができない。実際に事業を進め

ていくに当たっては、もともとプロジェクトチームで課題を整理してきたが、そのメンバーに加えて、京阪やJRの方に参加していただき、実行委員会として進めている。事業を実施する状態になっても、通船により儲かるというものにはならない。観光スポットという意味では、季節によって景色が移り変わり、歴史的にも産業遺産であるため、船に乗って岡崎、山科及び大津それぞれの地域活性化に結びつくことで経済効果があるだろうと考えている。

上下水道局としては、収入が増えるに越したことはないが、これで水道料金が安くなるほど儲かったり、新しく水道老朽管の更新のスピードアップに拍車がついたりすることはない。

最終的な実施の段階では、地域の活性化と琵琶湖疏水への関心を高めていただくために有償で場所をお貸しするという対応をしていきたい。事業運営に当たって、市民の皆様の水道料金を以て投資をするというものではない。

村上委員： 今後の予定として今確認できることは、試行運転を実施し、その後、秋にも行うという程度か。

京都市： 現時点で秋の実施までは確定していない。両市長記者会見の場面では、市長から春の試行実施がうまくいけば秋の試行実施もしたいという発言があった。実施に当たっては、近畿運輸局との間で様々な課題があるが、今回は試行実施ということであり、簡易な施設で行うことができている。本格実施に当たっては、もう少し様々な課題をクリアしなければならない。近畿運輸局としても、長期間の試行実施は想定していないので、できるだけ早期に本格実施へつなげていきたい。

中嶋委員： 船には乗ってみたいと思う。これから様々な準備をされると思うが、課題をしっかり整理し、安全に実施していただきたい。観光だけではなく、琵琶湖疏水の意義や水道の歴史も一緒に学べるようなプログラムも併せて考えていただきたい。

3 議題

(1) 中期経営プランにおける平成27年度の重点的に取り組む事業について

事務局： 資料の説明(資料7)

水谷委員長： ただいま事務局から報告がありましたが、何か御意見等はございますか。

神子副委員長： これは報告された予算の事業概要とリンクしているものとする、予算の多いものは重点的に取り組む事業に入ってしかるべきである。予算の概算額を見ると、施策目標 の鉛製給水管の解消が約30億9千万円と書かれているが、当資料に

は入っていないか。また、施策目標 の山間地域の再整備も載っていない。そのあたりの関係を教えてほしい。

京 都 市： 当初予算編成の公開については、予算編成過程の透明性の確保のため作成しており、最終的には市会の議決を経て確定していくもので、27年度に実施するものを網羅的に記載している。今回の資料7の27年度の重点的に取り組む事業については、京の水ビジョンに掲げる5つの施策目標ごとに、特に力を入れて取り組む事業をピックアップして掲載しているものである。鉛製給水管については、毎年度30億円程度の予算を投入し、29年度末までに解消する予定である。27年度に特に実施するというよりも毎年度継続して実施している事業であるため、当資料には掲載していない。前回の委員会でも上半期の実施状況について、同じような形式で御報告しているが、年度毎に事業をピックアップし、重点的に取り組む事業として取り上げている。

神子副委員長： 重点的にとはどういう意味か。ただ力を入れるだけなのか、又は、そこにお金を配分するということが。

京 都 市： 中期経営プランにおいては、数値目標を掲げて取り組んでいる事業がある。プランの7ページを御覧いただきたい。中期経営プランの策定に当たって、5つの重点項目を掲げており、この中からビジョンの施策目標の体系に応じて項目をピックアップしている。特に数値目標で経年的にみることのできるものを含めて、項目として挙げている。

水谷委員長： 副委員長の質問は、重点的に行うとは、モノ・人・金を投入して早急に進めないといけないものや緊急を要する課題、特に遅れているものが想定され、それに重点的に取り組むということと考えられるため、それが予算で大きい金額になるのは分かる。しかし、それと必ずしもリンクしておらず、それでいいのかというものである。例えば、お金をかけなくても労力を使えば、早急に解決するようなものも重点項目に挙がってくるということもあるのか。

京 都 市： 例えば、災害に強い上下水道に向けた取組では、昨年度の集中豪雨でのマンホール浮上の問題など近年の事案に対応して力を入れていく取組をピックアップしており、金額については年度によっても違いがあり、必ずしも金額で選んでいるものではない。

神子副委員長： 重点的に取り組むとはどういうことなのかということを知りたい。

京 都 市： 経常的に積み上げて行っている事業については、経費として高くても、重点的に取り組む事業としては挙げていない。社会情勢等に応じて必要であり、克服していかなければならない課題を重点項目として挙げています。鉛製給水管のようにこれまでから継続して行っているものは、敢えてここでは取り上げていない。ただ、老朽管の更新については、これまでずっと0.5パーセントであった更新率をこの5年間で1.2パーセントまで上げているため、重点的な事業として挙げています。

神子副委員長： 重点項目としているのがよくないというわけではなく、予算は決まったものとして本審議委員会に報告されたあとに、重点項目として審議することに関して、どういう位置づけなのか。概算額について金額が出ているが、重点項目とされているものについての予算が必ずしも多くないように見えるが、それでよいのか。予算額が多いものが重点項目に入っていないのはなぜか。予算と重点項目との関係を教えてほしい。継続的に行っていることは分かるが、例えば、概算額で一番多い老朽化した水道管の更新は、重点項目の「1」水道配水管の更新の推進に該当する。しかし、山間地域における簡易水道施設の再整備等は35億円と二番目に多いが、これは重点項目には載っていない。重点項目でないにも拘らず、これだけお金を使っていることを言う必要がないのかもしれないが、その予算計画と重点項目との関係性をもう少し分かりやすく説明してほしい。

京 都 市： 山間地域の整備については、28年度末までに計画的に整備を進めている。これについても、目標に向かって毎年度必要な事業費をかけて計画的に行っている事業として、重点的な取組としては挙げていない。予算については、あくまでも議会の審議を経て決まっていくものであり確定はしていない。そういった中で、重点的に取り組む事業として示し、予算以上に力を入れていくことも含めて、御意見をいただければと思い、今回の審議をお願いしている

京 都 市： 議題として挙げたのは、中期経営プランにおいて重点項目として定めたものである。その中で、26年度に起こった災害など社会情勢の変化を踏まえ、27年度に求められていることを挙げています。5年間で平均的に行う事業もあるが、27年度に特に力を入れてアピールしていかなければならない事業をこうしてピックアップしている。それに対する御意見として、こちらの事業の方が重要であるというような意見もいただければ、それを27年度の重点項目として審議いただきたいと思う。事業費自体は、予算編成を行っているところであり、2月に市長が議会へ提出する予定である。各施策項目ごとに事業があり、金額について多寡はあるが、それはそれとして議会へ提出する。審議委員会の皆さまには、今の時代背景の中で、上下水道局としてこの項目に着目してPRし、重点的に説明

していきたいとしているものについて、別の観点での説明や別の事業の方が重要ではないかというような御意見をいただければと思い、審議として提案している。

神子副委員長： 予算の多寡について、ここで議論するのではなく、重点項目についてここに掲載したもののだけでいいのかなどの意見を聞きたいということか。

京都市： そうである。

水谷委員長： 他に意見がないようであれば、次に進めたい。

(2) 京都市における地下水利用の在り方等について

事務局： 資料の説明(資料8)

水谷委員長： ただいま事務局から報告がありましたが、これまで出た意見も踏まえて、この点が分かりにくい、こういう考え方もあるのではないかと、こういう意見に対して反対や問題があるなど、御意見をいただければと思う。

私が気付いた点を申し上げますと、資料8-2の(2)課題のアについては、2つの内容が書かれていると思う。一つは、地下水に移る企業が増えると水道事業が成り立たなくなるという問題と料金体系の問題から出てくる負担の公平性の問題の2つが同時に書かれている。その2つは分けて書けないか。

植田委員： どの制度にしても新たな負担を企業に強いることになる。それが、ホテルであれば利用者、百貨店では消費者へと何らかの形で影響があると思う。一般市民から見たら、こんなところまで料金が上がるのかとなり、最終的に困るのは市民になってしまう。企業の方の説明も大事だが、市民も納得できるような形にしたい。

村上委員： 地下水の適正な管理について、水質の管理など、現在どうなっているのか。

京都市： 地下水利用専用水道の事業者については、水道事業に当たるため、保健センターに届け出をし、水道法の定めに従い、水質検査を行う必要がある。検査に要する費用も自己負担により行っている。

神子副委員長： どういった意見を聞きたいのか。

京都市： 現状及び課題についての資料が意見書の基になっていく。前回の審議委員会や専門部会でいただいた御意見を踏まえ、京都市としてどういった対策をとってい

くべきかについて率直な御意見をいただきたい。

水谷委員長： 私と副委員長は専門部会の委員でもある。最終的には、事務局からあったように私の方で意見書としてまとめることとなっており、皆さんの意見を集約する予定である。専門部会でも活発な議論があり、たくさんの意見が出た。ここでも、ざっくばらんに意見をいただきたい。水道の専門家ではない方も市民感覚からどういう風を感じるかというような忌憚のない意見をいただければと思う。

神子副委員長： 簡単に資料8の内容を説明すると、料金の負担の公平性と水道使用量の減少の話である。地下水利用が増えたので水道料金収入が減るのは仕方ないが、問題は大口径をつないでいる事業者が地下水利用専用水道をひくと、大口径を維持するために必要なお金をとれなくなってしまうということである。

なぜかというと、今の料金体系は固定費の基本料金と従量料金で構成されているが、実は固定費の方にお金がかかっており、実際たくさん水道を使ってもそれを作るコストはあまり増えないようである。大きな管をつける場合に必要になってくる経費は、従量料金の方からも捻出してなんとかバランスをとっていたが、そこが払ってもらえなくなる。その点が不公平だという問題意識から、新しい制度を導入してはどうかという話が出ている。

新しい制度は、たくさんお金をとるためではなく、むしろ公平にすることを主眼にしていると理解している。また、できるだけ水道を使ってもらおうという話も意見書に盛り込むのかなどについて意見を伺いたいということである。

小林委員： 私は料金制度審議委員会にも参加しており、日本の人口減少により将来には8割になってしまうと言われている状況の中で、水道料金制度の固定費の問題をどう解決するかという点が課題であると認識している。そのひとつとして、地下水利用専用水道の利用者がクローズアップされている。地下水利用が悪いわけではないが、その利用者に協力を求めなければいけない状況になっていることを市民にしっかりと理解していただかなければならない。資料8-2の内容は、よく理解できるものなので、この考え方の下、進めていけばよいと思う。企業努力として地下水利用をされている方々が悪いことをしているわけではないが、今後の人口減少に伴い水道制度を維持するためには固定費問題は切り離すことができないため、負担の協力を求めていくというような流れを作っていかなければならない。すでに一度水道料金を変更しているが、さらに、10年、20年後の人口減少にも対応できるような、更なる全体の料金制度の変更も視野に入れながら協力を求めていくような形で意見書を作っていくのがよいと思う。

安田委員： 地下水利用専用水道は企業で多く使われているが、どれくらいの料金を払って

いるのかは知らない。また、知人からは水道水よりも地下水利用の方が料金は安いと聞いたことがあるが、一般の市民の方はこういう問題があることを知らない。ただ、水道料金を上げると、市民や企業が困るのではないか。

水谷委員長： 水道料金は固定に係る基本料金を上げて、従量料金を下げるという改定を一度行っているが、抜本的には変わっていない。このまま水の使用量が減ると将来的に変えないといけなくなる。こういったことも記載しておかなければいけない。

安田委員： 先ほどの小林委員の意見には賛同している。

水谷委員長： 専門部会の時にも話があったが、インセンティブがないと企業の方が動かない。企業に協力してもらえようような仕組みを考えなければならない。また、専門用語を使わず、一般の人にも分かるような説明をしていかなければならないと思う。

村上委員： 今、安田委員がおっしゃったように、市民として生活している中で、水道料金の公平性についての疑問が意識の中にあるのかというのが素直な気持ちである。基本料金にしても各自治体で異なる。地下水利用専用水道をひいていても、水道料金の基本料金は納めているわけである。そういった点について、日々の生活の中でこれがおかしいと思っている方がどれだけいるのか。また、伝統産業である日本酒も地下水でなければならないという話を聞くが、その水と日々の水道の差異についてこれまでは意識がなかった。公平の負担となると、植田委員がおっしゃったように、その分が消費者としてはプラスされるのではないかなど、色々な思いが巡る。

神子副委員長： 今の話で気になったが、基本料金の考え方は御存知だろうか。大きい管がついているところは一度に多くの水を流せるため、基本料金が高くなっている。その理由は、大きい管のところは、いざというときに一度に多くの水を流せるため、それだけ大きな設備を用意しなければならない。今問題になっているのは、地下水に変えるため、管を小さくするのであればよいが、大きい管をつけているのにそれを使わずに地下水に変えるという事業者がいる場合である。いざというときにはたくさん水が流れるが、大きい管を設置する際に必要となる経費を払わないで済むようになってしまうことが公平性の観点から問題視されている。

水谷委員長： 大きい管の設置費は他の水道料金で賄い、いざというときにだけ使えるというのはまずいのではないかとということである。

村上委員： 大口径の基本料金が低いということか。

神子副委員長： 基本料金は本当はもっと高くてもよいところを，今は使った水の量に比例させて料金が発生するような体系になっている。

京 都 市： これまでの歴史的な経過を説明させていただく。規制緩和により，地下水が比較的自由に使えるようになったため，平成13年頃から地下水利用が多くなってきた。地下水利用が増えれば，水道事業は損になるのではないかと市議会の場で言われるようになった。平成23年には地下水への転換により8億円も収入が減ったことが話題となり，そんなに料金収入が減っているのであれば，地下水利用を使っているところから適正な料金を徴収しなければならないというような指摘をいただいた。実際に，大きな病院や大学，大型スーパーなどの地下水利用がどんどん増え，水道料金収入は減っている。

一方で，企業としては少しでも安く水道を利用するため，地下水を使い始めている。そこには多額の費用を投じて大きい管を通してているが，この管の維持費は市民の皆さんの水道料金から払っていることになる。常は地下水を使い，緊急時の予備として水道管をつなぎ，市民の水道料金で維持しているため，使わなければいけないところが使っていないという状態をなんとかしようということである。市民の方に分かりやすく説明し，理解を得なければならない。一方で，企業には負担が増えるため，払う方にも理解をいただかなければならないが，どうすれば分かっていたのかという説明がまだ整っていない。説明のポイントを作り，皆さんが分かっていたようなものにしなければならない。

小 林 委 員： 今の話でよく分かったが，地下水利用専用水道の利用者に理解いただくために，大きい管と一般家庭に入っている小さい管との設置費及び維持費では10年間でどれだけ費用が違うのかというような説明をしないと，なかなか市民に理解を得られないのではないかと。何十倍もする費用を，実際に水道を使っている方の従量料金から回しているのが実際のところだと思うが，もしこの会議に参加していなければそういう発想はない。やはり水道は受益者負担として，水道を使って初めて料金が発生するという固定観念が多くの人にはあると思う。それを払拭できるような分かりやすい説明を資料8-2に盛り込んでいくことがこれからの課題である。

京 都 市： まさにおっしゃったとおりである。本当はいくらかかるのかという額を出すと，その分全て徴収しなければならないという論議になってしまうが，実際のところ，そこまで追及しきれものではない。市民の理解を得るには，折衷案を作っていかなければならないということが本音である。そこで神戸市の場合には，3分の1という数字を出している。

水谷委員長： 一人世帯の若い人は水道を飲んでいないのに水道料金を取られるという風に不満を言っている方もいる。固定費がかかるということが一般には認識がない。また、経営の観点からいうと、水道は独占であるため、企業努力をどの程度しているのかが重要である。収入が減ったから料金をとるのかとも言われかねないため、同程度の企業との比較を行い、企業努力を示さなければならない。数値でもきちんと示したうえで、制度的に問題をこう解決していくということと同時に、経営努力も必要だということも記載しておいた方がよいと思う。

中嶋委員： 公平な負担に向けて徐々に是正していくのはいいと思うが、上下水道局として水需要の将来像をどの程度見込んで、事業縮小を視野に入れて、どのラインで経営していくのかという点を示さない限り、理解を得るのは難しい。こちら側の努力も積極的にアピールしていただきたい。また、自身の調査の経験から、水に対するモラルの低下が見られると思う。常に水源や次に流す人への配慮など水利用にモラルのある時代があったが、水道になってからは、蛇口から水が出ることに慣れてしまい、川にものを捨てるのも平気になるなど、モラルが低下している。実際に管を見せるまでいなくても、水道料金は管に応じて決まっていることなどが分かるよう、少しずつ水の見える化が必要ではないか。長い時間をかけて、モラルや社会的責任という視点に頼らざるを得ない状況にある。単に経営やお金では立ちいかない問題である。

田村委員： 水道事業はライフラインなので、事業縮小といっても、ある程度確保しなければならない規模のラインがあると思う。そのラインまでは事業縮小を視野に入れていただきたい。規模が大きいため収入を増やさなければいけないことになるので、収入よりも規模をぎりぎりのラインまで縮小し、それを維持するために必要な料金体系にしていけばよいのではないかと。それにプラス水道使用量を増やしたいのであれば、それをプラスした料金体系を考えなければならないが、増やす量もぎりぎりのラインまで収まるよう、縮小も視野に入れて考えていただきたい。

神子副委員長： 感想になるが、中嶋委員のおっしゃった見える化と小林委員の流れを作るといふ意見は似ているものだと思うが、それをどうしていくのかが見えない。

京都市： まず、今回の議論に当たって、資料の不備や分かりやすい説明が十分にできておらず、事務局に代わって委員長や副委員長から御説明いただくことで議論を進めていただき、感謝を申し上げますとともに、今後、事務局として分かりやすい資料作り、説明に努めてまいりたい。市民や企業の方に、地下水利用専用水道の間

題点やライフライン維持のために対策が必要であることを理解いただくという説明責任が最も大切である。そういったことを肝に銘じて、今後、意見書作成を進めていきたい。これまで様々な御意見をいただいたが、上下水道局としての経費節減などの企業努力についても見える形で説明していく必要がある。施設規模の適正化も進めてきたが、将来のリスク管理、一定の協力の必要性等も踏まえて、こういった施設能力が必要なのかを説明できるよう、事業運営に当たっていきいたい。今後も皆さまの知恵をお借りしながら、審議委員会の運営に努めていきたい。よろしくお願いいたします。

中 嶋 委 員： 予算編成の中で一点意見があるのだが、4ページに高区配水池の更新について記載されている。蹴上で残っている明治時代の建物はこれで最後である。専門の立場から伺いたいのだが、どういう計画で行われているのか。蹴上の中に残る最後のレンガ造りの建物なので、少し気になっている。

京 都 市： 明治45年に建設された唯一の建物であるが、周りのレンガや入り口については補強をして、なおかつ配水池の耐震化を進めるという内容である。工法としては、ひきや工法を採用し、5月の連休明けから、建物を一旦引きだして配水池の耐震化を行い、元に戻すようなものである。

中 嶋 委 員： 中のものを一回引き出してまた戻すということか。

京 都 市： そうである。

京 都 市： 今話題になっているのは、京の水ビジョンの9ページに載っている施設のことである。今回の配水池の工事をするに当たっては、ひきやをしてそのままずらしておき、配水池の工事が終われば元の位置に戻し、元通りにする。

中 嶋 委 員： きちんとした補強をされるのであればよい。琵琶湖疏水を利用する一方で、そうした施設を壊していくのはどうかと思うので、大事にしていきたい。やはり、近代化遺産は一構えとしてすべての施設が揃っていることに大きな価値が見いだされるものなので、将来的な全体計画を含めて、進めていきたい。

4 今後の予定

事 務 局： 「京都市における地下水利用の在り方等」につきまして、本日、委員の皆さまから頂いた意見も踏まえ、水谷委員長に意見書案としてまとめていただくこととし、そのためにも、今後、3月20日、それから4月に入ってから1回の計2回の専門部会を開催したいと考えております。

専門部会において意見書の形にさせていただき、年度をまたぐこととなりますが、審議委員会において最終確認をしていきたいと考えております。

水谷委員長： あと2回の専門部会を経て、意見書としてまとめていきたい。最終確認は、年度をまたいだ次年度となる予定である。今日は本年度の最後になるので、一言申し上げます。4回にわたって、活発な議論をいただきありがとうございました。無事に委員会を終えることができ、感謝したい。

5 閉 会